

# **自治体病院経営に関する要望**

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院経営に関する要望について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年10月

全国自治体病院経営都市議会協議会  
会長 浜崎昭臣  
(天草市議会議長)

# 自治体病院経営に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。

こうした中、我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

## 1 財政措置について

(1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など政策医療や不採算医療について十分考慮し、病院事業に係る地方交付税措置を拡充強化すること。

また、地方交付税措置を見直す場合においては、自治体病院の運営に支障を来すことのないよう配慮すること。

(2) 社会保険診療に係る仕入税額相当分の診療報酬による補填について、消費税率引上げ後の補填状況を早期に検証し、補填のバラツキや不足がある場合は、配点の精緻化による修正や、診療報酬制度内にバラツキを調整する仕組みを創設するなどにより、病院個別に100%補填すること。

(3) 自治体病院の消費税負担や資材高騰など建設コストの動向を踏まえ、病院建設改良に係る地方交付税措置の対象となる建築単価について、更なる見直しを行うこと。

## 2 医師確保対策等について

- (1) 医師不足を解消するため、特に医師不足が深刻な小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための実効性及び即効性のある支援措置を講じること。
- (2) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域での一定期間の勤務義務付け、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。
- (3) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実、短時間勤務制の導入など、休職後も安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。

## 3 医師等の働き方改革について

医師、看護師など医療従事者の働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の必要人員確保のほか、業務効率化に向けたＩＣＴ導入等に係る費用に対する財政支援措置を拡充すること。

## 4 新専門医制度について

- (1) 新専門医制度の運用に当たっては、地域の実情を十分踏まえるとともに、国の責任において検証し、若手医師、女性医師及び指導医が地方にバランスよく配置されるよう、日本専門医機構等に対し実効性のある対応を求めるなど、必要な対策を講じること。
- (2) 都市部等への医師の集中により、医師の地域偏在や診療科偏在が助長されることのないよう、医師少数区域等での研修を必修化するなど、地域医療が適切に確保されるようにすること。

## 5 救急医療体制について

- (1) 救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、救急医療情報システムの再構築を含め、更なる救急医療体制の確保・充実を図ること。
- (2) 軽度な症状で夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「コンビニ受診」を抑制し、救急医療を確保するため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

## **6 地域医療構想について**

- (1) 地域医療構想については、自治体病院等に再編統合等を誘導するものではないことを前提とした上で、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。
- (3) 地域の医療提供体制の構築に向け、それぞれの地域の実情に応じた医療従事者の養成・確保などの取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金を十分に確保するとともに、適切な配分を行うこと。

## **7 被災地支援と自然災害時等の医療確保について**

東日本大震災をはじめとする被災地の医療機関に対し長期的かつ継続的な支援を行うとともに、大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害対策、風水害対策、雪害対策、停電対策等への支援を充実強化すること。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関し、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、医療供給体制が機能不全に陥ることのないよう、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (2) 感染患者を受け入れている医療機関はもとより、受け入れていない医療機関においても、受診控えや感染予防対策等による収益減少で経営が切迫した状況となっていることから、地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (3) 感染者の急増による医療崩壊を防ぐため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）等を早急に整えること。
- (4) 治療に当たる医療従事者やその家族等に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供を行うなど必要な対策を講じること。